

外部評価対象事業に対する質疑応答表

事業又は施策名【担当課】
S20高齢者の在宅介護事業、日常生活支援事業の見直し【長寿課】

外部評価実施者 質問	担当課 回答
<p>高齢者人口の増加に伴い重要な事業であるが、支出を抑制したい市の意向は理解できる。課題の「単なる便利サービス」とは具体的にはどのような状態をいうのか？また、「利用者に偏りが無い」ようにすると利用者増になって、経費増になるのでは？</p>	<p>例えば、寝具洗濯乾燥事業について、本来は寝たきりの高齢者が寝具を清潔な状態を目的としてサービスを開始しましたが、元気な高齢者が本事業を利用しているケースが多い現状があります。高齢者福祉サービス全般の当初の目的について、改めて、対象者を適正化するなど、経費増につながらないように努めます。</p>
<p>利用実績がない理由は？必要性がないのか周知不足によって対応法が異なる。</p>	<p>家族介護慰労金と在日外国人福祉給付金については、平成23年度から実績が無い状態が続いており、社会ニーズの変化に伴って、必要性が失われつつある事業と認識しています。</p>
<p>「真に支援が必要な高齢者に届くサービス」とは具体的には？</p>	<p>例えば、寝具洗濯乾燥事業について、本来は寝たきりの高齢者が寝具を清潔な状態を目的としてサービスを開始しましたが、元気な高齢者が本事業を利用しているケースが多い現状があります。つまり、そのサービスが利用することができなければ、健康に支障を招くような世帯がサービスを利用できるよう、条件を適正化したサービスです。</p>
<p>支出の抑制の目標は？</p>	<p>高齢者人口が増加していく中で、現状の支出総額から1割削減を目標とします。</p>
<p>課題として、「真にサービス提供が必要な人に利用される制度への転換を図る」とありますが、現状をどのように認識されているのでしょうか。また具体的にどのような方策を考えていらっしゃいますか。</p>	<p>例えば、寝具洗濯乾燥事業について、本来は寝たきりの高齢者が寝具を清潔な状態を目的としてサービスを開始しましたが、元気な高齢者が本事業を利用しているケースが多い現状があります。具体的には、高齢者福祉サービス全般の当初の目的について、改めて利用者の条件等を見直すことにより、対象者の適正化を図ります。</p>

<p>各事業の利用状況を、もう少し詳しく教えてください。(「単なる便利サービスとなってしまっている」状況とは?)</p>	<p>【令和元年度実績】 紙おむつ 登録人数203人、支給実人数171人、 支給延べ人数206人 6,372,200円 訪問理美容サービス 登録人数32人、支給実人数/支給延べ人数 27人 263,120円 緊急通報システム 利用人数178人(R2.3.31現在) 7,266,764円 寝具洗濯乾燥 利用実人数109人、利用延べ人数148人 959,076円 家具転倒防止 申請件数9件、取付件数8件 62,321円 高齢者防犯対策 申請件数/取付件数5件 71,180円 高齢者住宅改修 申請件数/利用件数8件 2,245,000円</p> <p>例えば、寝具洗濯乾燥事業について、本来は寝たきりの高齢者が寝具を清潔な状態を目的としてサービスを開始しましたが、元気な高齢者が本事業を利用しているケースが多い現状が挙げられます。</p>
<p>事業目的の明確化とは具体的にどのような点が改善されたのかお知らせいただきたいです。</p>	<p>例えば、寝具洗濯乾燥事業について、高齢者のみならず同居親族のものと思われる寝具も同時に申請されていた(例:1回につき敷布団3枚など)ため、1回の申請で寝具の種類ごとに1枚しか申請できないように改善しました。</p>
<p>申請の簡略化は具体的にどのようなことが行われたのでしょうか。</p>	<p>紙おむつ助成及び訪問理美容サービスについて、従来は、毎年度当初に利用登録申請が必要でしたが、年度を跨いでも利用登録が有効となるように、申請時の負担軽減を図りました。</p>
<p>利用実績が少ないことが指摘されていますが、どのような広報手段や申請方法を取られていますか。本来に制度を求めていらっしゃる方は自ら積極的に制度を調べ、申請完了まで至ることが難しい場合も多く想定されると考えますが、この点について工夫されている点をお知らせください。また、その工夫によって得られた効果や具体的なエピソード等があれば教えてください。</p>	<p>利用実績が少ない事業は、家族介護慰労金事業と在日外国人福祉給付金事業で、社会ニーズの変化に伴って、近年実績が無い状態が続いており、必要性が失われつつある事業と認識しています。原則として、高齢者福祉サービスについては、福祉ガイド(高齢者編)に毎年掲載しているほか、高齢者に読まれる確率が高い広報紙への掲載、また、年度当初に1回、市内のケアマネージャーへの直接の事業周知を行っています。</p>

<p>高齢化が進むなかで利用者負担割合の見直し等は必要であると考えますが、「単なる便利サービス」であるということがなぜ問題なのでしょう。課題として指摘される「単なる便利サービス」の意味(どのような現状を指す言葉なのか)をもう少し、具体的に示していただいたうえで、なぜ問題であるのか教えてください。生活の細かなところまで自由の利きにくい方にとって生活を支えてくれるある種の「便利さ」は意義のあることとは言えないのでしょうか。</p>	<p>例えば、寝具洗濯乾燥事業について、本来は寝たきりの高齢者が寝具を清潔な状態を目的としてサービスを開始しましたが、元気な高齢者が本事業を利用しているケースが多い現状があることが問題であると認識しています。 ご指摘のとおり「便利さ」には一定の意義があると考えますが、今後は少子高齢化が進み財政収入が少なくなることを踏まえると、支援が必要な人に必要なサービスを提供することが重要であると考えます。</p>
<p>「単なる便利サービスとなってしまう」との説明がありますが、事業のアウトカムは何になるのでしょうか。</p>	<p>各事業とも、実施要綱で目的を定めています。例えば、寝具洗濯乾燥事業について、本来は寝たきりの高齢者が寝具を清潔な状態に保つことを目的としており、本来市が支援を必要とする人に対して、どれくらい利用してもらったのかがアウトカムとなります。ただ、実際には元気な高齢者が本事業を利用しているケースが多い現状がありますので、本来の目的に合致するよう見直しを行います。</p>